

Q & A

■ 共同生活援助（基本報酬）

Q. 複数の共同生活住居を有する事業所の場合、①共同生活住居ごとに世話人の配置を考え適用される報酬区分を変えてよいか。②それとも指定事業所全体の利用人数により判断することになるのか。

A. 共同生活援助の人員配置は事業所ごととなっているため、住居ごとでなく、報酬区分も事業所ごととなる。①、②のいずれも算定できない。

（出所：平成 21 年度障がい福祉サービス報酬改定に係る Q&A (VOL. 1 問 15-1・一部改正)

Q. 基本単価については、利用者の数をベースにするということは、入退所により単位数が変わるのか。

A. 利用者の数は、原則として前年度の平均値である。

(出所：平成 21 年度障がい福祉サービス報酬改定に係る Q&A (VOL. 1 問 15-2・一部改正)

■大規模住居等減算

1の共同生活住居の入居定員が8人以上の場合

Q. 共同生活住居の定員が8人以上又は21人以上の場合、大規模減算の対象となるが、アパートやマンション棟の一室をグループホームとして活用する場合の大規模住居減算の取扱いはどのようになるのか。

A. 大規模住居減算については、1の共同生活住居の定員が8人以上又は21人以上の場合等に対象となるが、この場合の「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等により構成される1つの建物を意味するものであることから、複数の利用者が共同生活を営むマンション等の住戸については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居として捉え、大規模住居減算に該当するか否かを判断するものとする。

ただし、ワンルームタイプの住居など、これらに該当しないものについては、当該マンション等の建物全体（グループホームの用に供する部分に限る。）を共同生活住居として捉えるものとする。

(出所：平 18. 11. 13 介護給付費等の算定に関するQ&A VOL. 1 問12・一部改正)